

建設業における振動工具取扱作業の管理（管理者用テキスト）No.121510

新旧対照表 第2改訂初版4刷（令和2年12月18日）

第2改訂初版3刷（平成30年2月28日）			第2改訂初版4刷（令和2年12月18日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
中 表 紙	最下段	「労働災害防止団体法」に基づき設立された <u>公</u> <u>共的</u> 法人です	中 表 紙	最下段	「労働災害防止団体法」に基づき設立された <u>特</u> <u>別</u> 民間法人です
1	下から 10行目	～（省略）として、 <u>年間約400人（平成16年</u> <u>度）</u> となっている。	1	下から 10行目	～（省略）として、 <u>281人（平成30年度）</u> と なっている。
106	下から 10行目	～（省略）その中から <u>いくつか</u> を次に紹介す る。	106	下から 10行目	～（省略）その中から <u>いくつか</u> を次に紹介す る。
117	最下段	救護技術管理者を選任しなければならない <u>仕事</u> が数次の請負契約によって～（省略）	117	最下段	救護技術管理者を選任しなければならない <u>事業</u> <u>所</u> が数次の請負契約によって～（省略）
118	5行目	なお、統括安全衛生責任者が <u>旅行</u> 、疾病、事故 その他やむを得ない事由によって～（省略） （下線削除）	118	5行目	なお、統括安全衛生責任者が疾病、事故その他 やむを得ない事由によって～（省略）
119	下から 8行目	～（省略）一定の資格を有する者（救護技術管 理者に管理させなければならない。	119	下から 8行目	～（省略）一定の資格を有する者（救護技術管 理者）に管理させなければならない。
119	下から 3行目	～（省略）については十分な管理 <u>建</u> を持たない ため労働災害防止上必要な措置を講じにくい～ （省略）	119	下から 3行目	～（省略）については十分な管理 <u>権</u> を持たない ため労働災害防止上必要な措置を講じにくい～ （省略）
128	下から 3行目	場合には、 <u>当面</u> 、1日の振動ばく露時間を2時 間以下とすること。（下線削除）	128	下から 3行目	場合には、1日の振動ばく露時間を2時間以下 とすること。
129	16行目	④事業者は、作業開始前に、(2)ウおよびエに 基づき使用する振動工具の1日当たりの～（省 略）	129	16行目	④事業者は、作業開始前に、(1)②ウおよびエ に基づき使用する振動工具の1日当たりの～ （省略）